

市原市都市公園の利用について

・都市公園内行為許可

都市公園の全部、または一部を占有して利用する場合、「都市公園内行為許可」を受ける必要があります。

例：夏祭り、防災訓練、商業行為など。

下記の行為については使用料がかかります。

使用料一覧

区分	単位	金額(円)
行商、募金、出店その他これらに類する行為をする場合	1人1日につき	270
	1㎡1日につき	80
業として写真撮影をする場合	1人1日につき	270
業として映画・ビデオ撮影をする場合	1回2時間以内	2,840
興行、競技会、展示会その他これらに類する催しを行う場合	1㎡1日につき	3

※市原市に住所若しくは勤務先を有する人又は市内の小学校、中学校、高等学校、専門学校若しくは大学に在学する人以外が利用する場合は、上記金額に100分の150を乗じた金額となります。

・手続きについて

都市公園内行為許可に関する手続きについては、下記のとおりです。

受付窓口 (許可を受ける公園管理事務所)	【中央地区公園管理所】 五井地区、市原地区（君塚の一部）、 姉崎地区（千種の一部） 【東部地区公園管理所】 ちはら台地区、辰巳台地区、市原地区、 市津地区 【西部地区公園管理所】 姉崎地区、有秋地区、三和地区、南総地区 ※連絡先等は次ページに掲載しています。
申請期限	許可を受ける行為の2週間前
使用料の支払い	許可書発行時にお支払いください。

※申請の際は、公園内の利用方法がわかる図面及び当日のスケジュール等、参考資料をご提出ください。

【中央地区公園管理所】

所在地	市原市岩崎536（市原緑地運動公園 ゼットオーオリブスタジアム内）
電話番号	0436-23-1700
FAX	0436-21-6759
E-mail	Kouen-kanri@ce.wakwak.com
ホームページ	http://www.ichihara-park.org
管理区域	五井地区、市原地区（君塚の一部）、姉崎地区（千種の一部）

【東部地区公園管理所】

所在地	市原市ちはら台西3-3（ちはら台公園管理所内）
電話番号	0436-63-4113
FAX	0436-76-7301
E-mail	tobukouen@iaa.itkeeper.ne.jp
ホームページ	http://www.ichihara-park.org
管理区域	ちはら台地区、辰巳台地区、市原地区、市津地区

【西部地区公園管理所】

所在地	市原市姉崎海岸23-2（フットパーク姉崎内）
電話番号	0436-63-7368
FAX	0436-63-7369
E-mail	seibukouen@iaa.itkeeper.ne.jp
ホームページ	http://www.ichihara-park.org
管理区域	姉崎地区、有秋地区、三和地区、南総地区

・火気の使用について

都市公園内での火気の使用については、町会行事等の公益性の高い使用目的時のみ認めています。（個人利用での使用は認めていません。）

火気の使用にあたっては、以下の点にご注意ください。

- ・成人かつ使用当日に現場立会可能な方で、火元責任者を定めてください。
- ・直火での使用や、芝生・植栽付近での使用は禁止です。
- ・強風時など危険な状態では、直ちに使用を中止してください。

第1号様式（第2条第1項）

都市公園内行為許可申請書

年 月 日

（あて先） 指定管理者

申請者 住 所

氏 名

印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

次のとおり都市公園内における行為の許可を申請します。

行為の目的	
行為の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間
行為を行う都市公園名	
行為を行う場所又は公園施設	
行為の内容	
行為の範囲	(平方メートル)
使用料	
備考	

第23号様式（第7条第1項及び第2項）

使用料等減免申請書

年 月 日

（あて先）

申請者 住 所
氏 名 印
〔 法人にあっては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者氏名 〕

次のとおり〔 使用料
占用料 〕の減免を申請します。

許可を受ける（受けた） 公園名	
許可を受ける（受けた） 行為又は物件等の内容	
許可を受ける（受けた） 期間	年 月 日 から 年 月 日 まで 間
使用料又は占用料	円
申請区分	減額 ・ 免除
減免申請の理由	
備考	

